

前橋市監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年1月18日

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 前橋市監査委員 | 根 | 岸 | 隆 | 夫 |
| 同 | 長 | 岡 | 敏 | 夫 |
| 同 | 須 | 賀 | 博 | 史 |
| 同 | 新 | 井 | 美 | 咲子 |

定期監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

本監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき毎年度実施する財務監査で、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行いました。

3 監査の対象

(1) 対象部局

農政部

農政課、農村整備課

農業委員会事務局

水道局

経営企画課、水道整備課、浄水課、下水道整備課、下水道施設課

(2) 対象年度

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和4年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務については、関係法令に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理については、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化について努めているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務

(2) 契約事務

(3) 財産管理事務

(4) 債権管理事務

(5) 現金取扱事務

(6) 雇用管理事務

5 監査の実施内容

財務執行や歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

6 監査期間

令和5年11月27日から令和6年1月17日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の対象とな

った事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかについては、おおむね適正に行われていると認められましたが、次に記載のとおり一部に是正又は改善を要する指摘事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 農政部農政課（指摘事項 1 件、要望事項 1 件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 施設の貸付契約について

財務規則第 199 条第 2 項において、普通財産の貸付けをしようとするときは、契約書によるものとしている。

しかし、ふれあい館農産物直売所において、農政課が所管する普通財産である富士見町石井 1560 番 374 の土地 120.45 m²は、農事組合法人が敷地の一部として使用しているが、貸付契約書から漏れていたため、適正な貸付契約を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（要望事項）

(ア) 施設の管理について

施設の管理については財務規則第 184 条において、主務課長は、その所管に属する公有財産について、現状と公有財産台帳及び図面等との符合及び適否、その他公有財産の管理上必要な事項に関して常にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定している。

しかし、ふれあい館農産物直売所において、敷地内の市が貸付けしている建築物と農事組合法人が建築した建築物とが混在しているが、農政課はどちらがどの建築物を所有しているかなどを明確に把握できていなかった。

不特定多数の人たちが利用する施設のため、敷地内でのトラブルや事故などの際、責任の所在を明確にするためにも財務規則にのっとり、敷地内の建築物等の所有を明確に把握されたい。

また、当該敷地は令和 2 年 9 月 1 日から都市計画区域に編入されたが、それ以前は建築基準法の建物単体のみが規制の対象で、建築確認申請書により確認が行われていた。都市計画区域に編入後は、敷地も含めて都市計画法及び建築基準法並びに関連法令が適用となったことから、改めて法令に適合しているかについて確認をされたい。

(2) 農政部農村整備課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 農業委員会事務局

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 水道局経営企画課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はな

かった。

(5) 水道局水道整備課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 水道局浄水課（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 契約書の記載事項について

敷島浄水場ツツジ樹木管理業務の契約書において、水道局契約規程第52条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

水道局契約規程にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(7) 水道局下水道整備課（指摘事項1件、要望事項2件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 施設の管理について

水道局会計規程第105条第1項において、主務課長は、その所管に属する固定資産を善良な管理及び注意をもって管理を行うものと規定している。

しかし、今井地区集落排水処理施設の地下2階ポンプ室において、コンクリート壁面に爆裂している箇所が数箇所あった。また、同コンクリート壁から吐出している臭気管と壁の接続部より地下水が染み出していた。コンクリート壁面の爆裂を放置することにより、コンクリート壁面内の鉄筋が錆び、構造的に重大なダメージを引き起こす原因になる。

また、臭気管と壁の接続部から地下水が染み出ていることで、下部に位置する爆裂箇所に地下水が侵入し鉄筋の錆びが促進され、爆裂箇所がより広範囲に拡大する可能性がある。

当該施設は集落の排水処理を担い、生活に密着している重要な施設であることから、施設運営に支障をきたさないために、水道局会計規程にのっとり、早期に修繕を行うなど適正な施設管理を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（要望事項）

(イ) 使用されていない給排水設備について

下水道整備課で管理する今井地区集落排水処理施設の北側に隣接する公園において、屋外トイレは、ドアが複数回にわたり壊されたために使用を中止している。また、水飲み場も給水中止により使用できず、2年間ほどこうした状態が続いている。

トイレのドアは修理をしても、再度壊されるおそれがあるため、これらの給排水設備は長期間にわたり使用中止としているが、このまま更に放置することは水道局会計規程上、善良で適切な施設管理が行われているとは言い難いため、修繕又は撤去について今後の在り方を検討されたい。

(イ) 用地の利活用について

今井地区集落排水処理施設の南側用地は、平成15年度に汚泥コンポスト用地として2,726㎡を取得したが、平成17年度に計画が中止となり、更地のまま現在まで活用されず、維持管理のみを行っている。

毎年土地の維持管理費の負担が必要となることを踏まえ、用地の利活用について早期に検討されたい。

(8) 水道局下水道施設課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。